

「旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づく観光庁長官の定める区域を定める告示」の一部改正についてのパブリックコメントの募集について

平成21年2月6日  
<問い合わせ先>  
観光庁観光産業課  
(内線27-309)

この度、「旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づく観光庁長官の定める区域を定める告示」の一部改正を検討しているところです。

このため、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。なお、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了解願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

- ・「旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づく観光庁長官の定める区域を定める告示」の一部改正について

2. 意見募集期間

平成21年2月6日(金)～平成21年3月9日(月)(必着)

3. 意見送付方法

別紙の意見提出様式に、氏名、住所、所属(会社名又は所属団体名)、電話番号をご記入の上(又は同等の記載事項を記載したものにより)、以下のいずれかの方法で送付して下さい。

郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

観光庁観光産業課 パブリックコメント担当 あて

電子メールの場合

電子メールアドレス：g\_PLB\_KUS@mlit.go.jp

観光庁観光産業課 パブリックコメント担当 あて

F A Xの場合

FAX番号：03-5253-1563

観光庁観光産業課 パブリックコメント担当 あて

**留意事項**

- ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
- ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
- ・ 頂いたご意見の内容につきましては、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、公開される可能性があることをあらかじめ御了承下さい。

(別紙：意見提出様式)

観光庁

観光産業課パブリックコメント担当 あて

「旅行業法施行規則第一条の二第三号の規定に基づく観光庁長官の定める区域を定める告示」の一部改正についての意見

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	
電 話 番 号	
意 見	